

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社に雇用され、B所在の同社C支店において事務職として就労していたところ、昭和〇年〇月〇日、同僚が運転する車で帰宅途中、電車に乗るため車を降りた際、車が急発進したため接触し、右足を負傷した。そのまま電車に乗車したものの、下車したD駅の階段において、右足をかばったために階段途中から転落し、左足の足首と膝を同時に捻って負傷した。

請求人は、医療機関に受診し、翌日、「右足関節捻挫」及び「左足関節外側靭帯損傷」と診断された（以下、これらを併せて「旧傷病」という。）。

請求人は、旧傷病は通勤によるものであるとして、監督署長に療養給付及び休業給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の旧傷病は通勤によるものであると認め、これらを支給してきたが、平成〇年〇月〇日以降の期間に係る療養給付及び休業給付については、旧傷病は同年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）していると判断し、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し、再審査請求に及んだものの、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（平成25年労第371号）。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、E病院に受診し、「左外側足関節靭帯

損傷」と診断された。また、同月○日にはF病院に受診し、「左足関節外側靭帯損傷再建術後遺残痛」、同月○日にはG病院に受診し、「陳旧性足関節外側側副靭帯損傷」、同月○日にはH病院に受診し、「左足関節外側側副靭帯損傷」と、それぞれ診断され（以下、これらを併せて「本件傷病」という。）、療養を継続した。

請求人は、本件傷病は旧傷病の再発であるとして、監督署長に療養給付を請求したところ、監督署長は請求人の本件傷病は旧傷病の再発とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が旧傷病の再発と認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病による痛みが更に増している状態にあり、旧傷病が再発したものである旨主張している。

(2) この点、主治医であるI医師は、平成○年○月○日監督署受付の意見書において、平成○年○月以降の治療内容は平成○年○月までと同様であり、その治療効果は過去と変化がない旨述べており、主治医の所見によっても、請求人の本件傷病は、本件請求期間において、症状固定の状態が継続していることが確認できる。

もっとも、同医師は、上記意見書において、請求人の両足関節の不安定性の残存、疼痛の残存に対して手術を行えば症状の変化はあり得る旨を述べ、治療

効果の可能性について言及しているが、平成〇年〇月〇日付け診療情報提供書には、「抜釘術を行っても疼痛が遺残する可能性が否定できないこと、またこれまでの経緯から抜釘術後かえって愁訴が増すのではとの危惧もあり、手術には踏み込めなくて経過観察を続けている幸いです。」と記載されている。上記記載内容に鑑みると、請求人の本件傷病は、必ずしも症状の改善が期待できるものではなかったと認められるところ、さらに、本件請求期間における請求人の診療内容をみても、画像検査又は経過観察等であって、症状の改善を期待できる治療行為が必要な状態であったとは認められない。

そうすると、当審査会としても、請求人の本件傷病は、旧傷病が再発したものと認められない。

(3) なお、請求人は、本件傷病による症状はいまだ治療を要する状態であり、症状固定ではないとも主張しているが、上記平成25年労第371号に係る裁決書において説示したとおり、請求人に発症した旧傷病は平成〇年〇月〇日をもって治癒となったことは明らかである。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。